

金銭・有価証券の預託、記帳及び振替に関する契約のご説明

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。)

当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当社の財産と分別して保管させていただきます。

また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の財産と分別し、記帳及び振替を行います。

手数料など諸費用について

- ・ 有価証券や金銭のお預かりについては、料金を頂戴しません。
- ・ 他の金融機関へ株券等の振替を行う場合には、別紙「手数料表」に記載しました手数料を頂きます。

この契約は、クーリング・オフの対象にはなりません

- ・ この契約に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はありません。

金銭・有価証券等の預託、記帳及び振替に関する契約の概要

当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当社の固有財産と分別して保管させていただきます。

また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の固有財産と分別して記帳及び振替を行います。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社では、有価証券の売買の取次ぎ等に関して、お客様から金銭又は有価証券の預託を受けております。

この契約の終了事由

当社の証券取引約款に掲げる事由に該当した場合（主なものは次のとおりです。）は、この契約は解約されます。

- ・ お客様から解約の通知があった場合
- ・ この契約の対象となる財産の残高がないまま、相当の期間を経過した場合
- ・ お客様が当社の総合証券取引約款の変更に同意されない場合

当社の概要

商号等	スターツ証券株式会社（金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 99 号）
所在地	〒134-0088 東京都江戸川区西葛西六丁目 10 番 6 号
加入協会	日本証券業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター 所在地：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 13 号 電話番号：0120-64-5005 受付時間：月～金 午前 9 時～午後 5 時（祝日等を除く）
資本金	5 億円
主な事業	金融商品取引業
設立年月	1999 年 11 月
連絡先	03-3686-2532（リスクマネジメント部）